

# 7月9日(月)から外国人住民の登録制度が変わります

## ●外国人住民の方にも住民票が作成されます

対象になる方／・中長期在留者(観光目的の短期滞在者などを除き、3カ月を超えて在留期間が決定された方)  
・特別永住者 ・一時庇護許可者 ・仮滞在許可者 ・出生による経過滞在者  
・国籍喪失による経過滞在者

対象になる方には「仮住民票」を5月に送りますので内容を確認してください。

仮住民票の内容が7月9日(月)から正式な住民票になります。

## ●引っ越し際の届け出が変わります

矢板市から引っ越し際に、「転出届」の届出が必要になります。「転出届」を引越し先の市役所・役場に届出し、転入の手続きをしてください。

在留資格などの変更の届け出は、入国管理局での手続きのみで、市役所などへの届け出は必要ありません。

## ●「在留カード」「特別永住者証明書」などが交付されます

これまでの「外国人登録証明書」に替わり、中長期在留者には「在留カード」、特別永住者には「特別永住者証明書」、そのほかの方にも各種許可書が交付されます。ただし、「外国人登録証明書」は、しばらくの間使用できます。

※詳しくは、下記のホームページをご覧ください。

住民票に関すること 総務省ホームページ(日本語、英語、韓国語)

HP [http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_gyousei/c-gyousei/zairyu.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu.html)

在留資格や在留カードなどについて 入国管理局ホームページ(日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語)

HP [http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact\\_1/index.html](http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/index.html)

特別永住者制度に関すること 入国管理局ホームページ(日本語)

HP [http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact\\_2/index.html](http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_2/index.html)

問い合わせ／市民課 ☎(43)1117

## 市税、国民健康保険税などの コンビニ収納の開始

4月1日から、市税など納付書払いの方は公金取扱金融機関のほか、納期限内であればコンビニエンス・ストアで夜間・休日を問わず納付することができるようになりました。

ただし、次の場合はコンビニの利用はできませんので、今までどおり市役所または取扱金融機関にて納付してください。

- ・納付書1枚につき30万円を超える場合
- ・前納報奨金が付く全期前納分
- ・納期限を過ぎた場合
- ・バーコード部分に汚れ、折れ目のある場合

### 【取扱可能なコンビニエンス・ストア】

エブリワン、MMK設置店、くらしハウス、ココストア、コミュニティ・ストア、サークルKサンクス、スーパー北海道、スリーエイト、スリーエフ、生活彩家、セイコーマート、セーブオン、セブンイレブン、デイリーヤマザキ、ファミリーマート、ミニストップ、ポプラ、ヤマザキスペシャルパートナーストア、ヤマザキデイリーストア、ローソン(50音順)

### 【公金取扱金融機関】

足利銀行、栃木銀行、みずほ銀行、大田原信用金庫、中央労働金庫、那須信用組合、塩野谷農業協同組合、ゆうちょ銀行または郵便局

問い合わせ／税務課 ☎(43)1115

## 犬・猫の避妊・去勢手術 補助金制度について

犬や猫など動物を捨てることは犯罪です。不幸な命を増やさないようにするために、避妊・去勢手術をしましょう。

市では、避妊・去勢手術補助金制度があります。

### 補助対象条件／次のすべてを満たす方

- ・矢板市に住民登録または外国人登録している方。
- ・飼主および同居する家族全員(同一世帯)が市税を完納していること。
- ・飼い犬の場合は、狂犬病予防法に基づき、登録と当該年度の狂犬病予防注射を受けていること。
- ・飼い猫の場合は、住んでいる行政区の区長または保健委員に飼い猫証明を受けること。
- ・栃木県獣医師会塩谷班(塩谷郡内の動物病院)で手術を受けること。

### 補助金額／

	犬	猫
避妊手術	5,000円	4,000円
去勢手術	3,000円	3,000円

申請／事前申請となっていますので、必ず手術前に生活環境課まで申請してください。

問い合わせ／生活環境課 ☎(43)6755